

1 これまでの取組と課題

➤ 事業活動に伴う温暖化ガス排出量の大きい事業所を対象とする「地球温暖化対策計画書」制度において、制度対象未満の事業所の任意提出制度を導入。

- 任意提出は少数にとどまる
⇒ 提出実績は17年度の19件のみ
- 「地球温暖化計画書」制度の義務化により、任意提出制度の再構築が必要

➤ 中小規模事業所の省エネ対策の取組を支援するため、区市と連携した省エネ研修会の開催や省エネ現場相談など、専門的・技術的なアドバイスを実施。

- 中小規模事業所では、エネルギー使用量の把握もできておらず、基本的な省エネ対策技術も導入できていないところがほとんど。
- 18年度の省エネ現場相談では、1事業所あたり平均29t(削減率10%)のCO₂削減効果が見込まれ、省エネ対策に積極的な個々の事業所の取組だけでなく、幅広く他の事業所の取組を誘導することで、大幅な温暖化ガス排出量削減につながる。
- 省エネ研修会、省エネ現場相談参加事業者の拡大が必要。

都内には、約70万の中小規模事業所が存在し、産業・業務部門の約6割のCO₂を排出しており、こうした事業所の取組を促進することにより、環境への負荷の低減につなげる。中小規模事業所が簡単にCO₂排出量を把握でき、具体の省エネ対策を実施できる制度が必要

2 新たな制度の概要

全ての中小規模事業所が取り組める任意の届出制度（毎年提出）

- 都内で事業活動を行う中小規模事業所は毎年、地球温暖化対策の取組状況や温暖化ガス排出量等を記載した「省エネ報告書」（仮称）を提出（任意）
- 都は、中小規模事業所が取組みやすい省エネ対策を標準化して提示。また、取組を促す標準的な省エネ対策の順次追加などにより、経年的に削減対策をレベルアップ

同一法人が管理等する事業所のエネルギー使用量合計が一定量以上の場合は届出を義務化

- 都内で事業活動を行う、エネルギー使用量が一定(ex 原油換算で30kl)以上の事業所で、同一法人が所有又は管理するなど複数の事業所のエネルギー使用量の合計が一定量(ex 原油換算で3,000kl)以上となる場合は、本社等で各事業所の「省エネ報告書」を取りまとめ一括して提出（義務）(本社等では、中小規模事業所の温室効果ガス排出量全体の把握の促進、各事業所の取組状況の比較も可能に)

義務対象法人の届出を確保するため、勧告、氏名の公表等の担保措置

事業所への立ち入りにより対策実施を確保

- 都は、毎年、届出事業所の一定数に対して、省エネ対策の取組（報告書の記載内容）についての現場確認を行うなど、確実な対策実施を誘導

届出書の内容は都において個別事業所ごとに公表

3 対象事業所

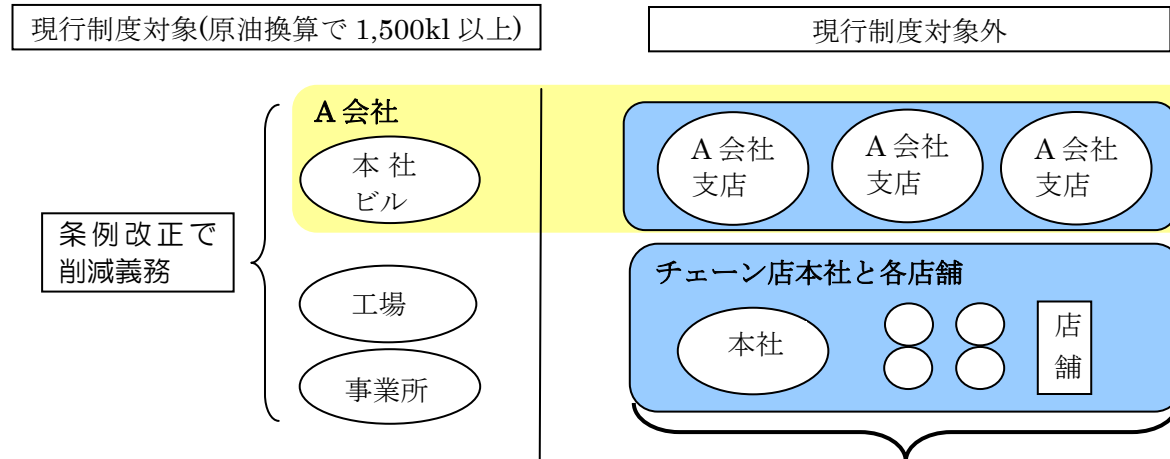
＜対象事業所の範囲＞

- 現計画書制度対象未満の中小規模事業所（任意の提出においては下限値は設定しない）
- 届出の義務を負う法人は、各事業所（下限値は ex 原油換算で 30kl）について、電気、ガスなどのエネルギー使用量*を束ねた合計値が一定量 (ex 原油換算で 3,000kl) 以上の場合。ただし、エネルギー使用量が未把握の場合には、延床面積等からデフォルト値を用いて計算する。

*計量法に基づき設置された計量器により計量（把握）されたエネルギー使用量

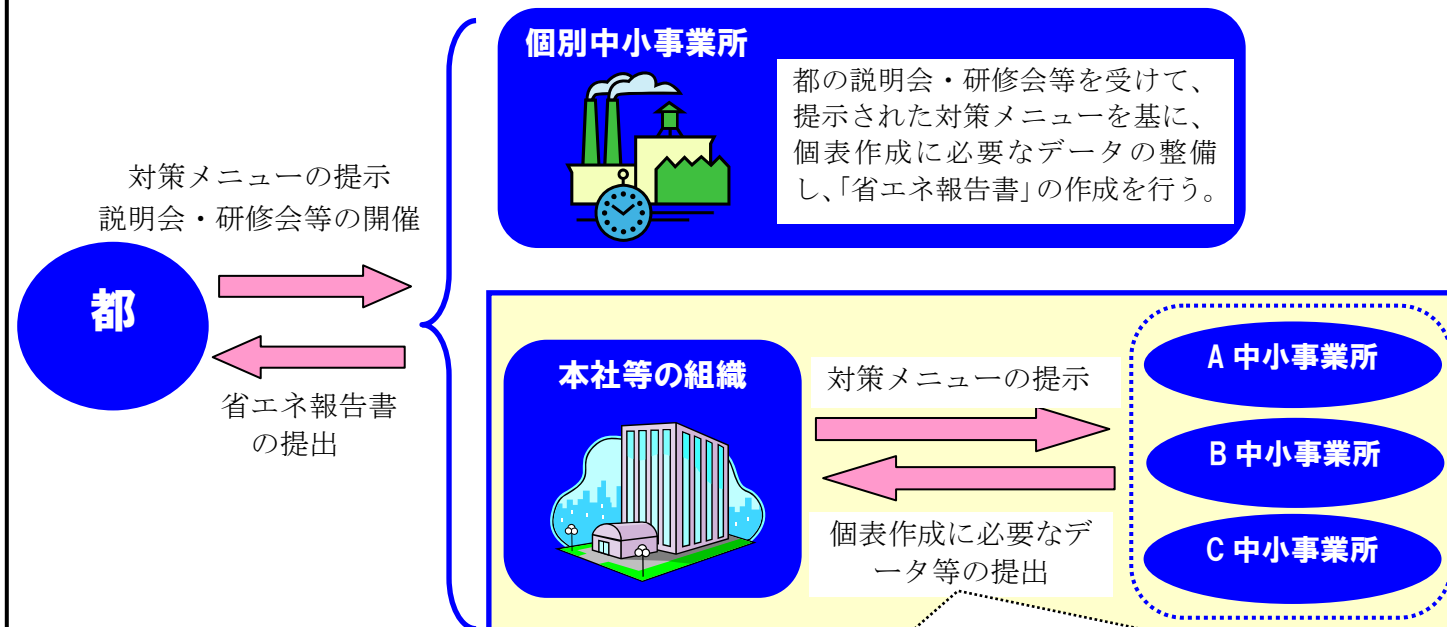
＜一括提出対象業種のイメージ＞

金融業、不動産業、教育機関、チェーン展開している飲食・一般小売業（日用品、衣料など）、政府、自治体等



同一法人で束ねて、一定規模以上のエネルギー使用量の場合本社等は届出義務

＜事業所における省エネ対策の推進体制のイメージ＞



本社等による対策実施の指示や進捗確認等によって、出先事業所の取組レベルの底上げと平準化など、個別事業所の温暖化対策の推進を期待